高崎市新町長寿センター及び高崎市新町鉄南長寿センター指定管理者募集要項

１　名　　称　　高崎市新町長寿センター（以下「新町長寿センター」という。）
　　高崎市新町鉄南長寿センター（以下「新町鉄南長寿センター」という。）

２　所 在 地　　新町長寿センター　　高崎市新町３１３５番地１
　　新町鉄南長寿センター　高崎市新町１４９８番地７

３　建物概要　　新町長寿センター　　木造（一部鉄骨造）平屋建
　　新町鉄南長寿センター　鉄骨造２階建

４　施設概要　　新町長寿センター　　集会所、待合室、浴室、機能訓練室、事務室等
　　新町鉄南長寿センター　健康器具室、浴室、事務室等

５　管理運営の概要

管理運営の概要については、別添【参考資料】をご参照ください。

６　指定管理者が行う管理の基準

高崎市長寿センター条例（昭和５５年高崎市条例第１４号）第６条第２項の規定及び高崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年高崎市条例第１号）によるもののほか、利用時間及び休館日に関する基準その他規則、高崎市新町長寿センター及び高崎市新町鉄南長寿センター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び高崎市新町長寿センター及び高崎市新町鉄南長寿センターの管理に関する仮基本協定書（以下「基本協定書」という。）で定める管理の基準に従って、高崎市新町長寿センター及び高崎市新町鉄南長寿センター（以下「新町長寿センター等」という。）の管理を行っていただきます。

７　指定管理者が行う業務

（１）新町長寿センター等の運営に関すること。

（２）使用料の収納及び減免に関すること。

（３）新町長寿センター等の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

（４）その他群馬長寿センター等の管理運営に必要な業務。

具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等によります。

なお、上記の業務のほか、長寿センターの設置目的に合致し、指定管理に係る業務に支障の無い範囲において、施設の利用促進又は利用者の利便性向上を目的とした自主事業を指定管理者の責任と費用により実施することができます。

８　指定管理者の収入等

（１）指定管理料

市から指定管理者に支払う管理費用（指定管理料）については、指定申請時に提案された収支予算書で示された額を基本として、会計年度ごとに予算の範囲内で市と指定管理者とが協議した上で年度協定を締結して支払うこととします。

指定管理料の上限額は、次のとおりとします。（消費税及び地方消費税を含む。）

年度	指定管理料（円）
令和８年度	18,874,000 円

令和９年度	18,874,000 円
令和１０年度	18,874,000 円
令和１１年度	18,874,000 円
令和１２年度	18,874,000 円

（２）自主事業収入

施設の利用者が指定管理者の自主事業に参加するときに支払う料金など、自主事業により生じる全ての収入は、指定管理者の収入となります。

（３）管理口座

本事業に係る収入及び支出については、本事業のために新たに開設した口座で管理してください。

なお、指定管理料、自主事業収入、その他雑入等の収入については、それぞれ混同することのないように管理をしてください。

９　指定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（５年間）

１０　指定管理者の公募に関する事項

（１）指定管理者選定の日程

令和７年　７月　１日（火）　募集要項等の配布開始、参加表明書の受付開始
令和７年　７月１０日（木）　募集要項等の配布終了
令和７年　７月１８日（金）　参加表明書の受付終了
令和７年　７月２２日（火）　現地説明会の開催
＊　現地での説明会を要しないと認められる場合又は天災その他の事情により開催に支障がある場合は、現地説明会を別途行う募集要項等の説明会に代えることがあります。
令和７年　７月２９日（火）　募集要項等に関する質問書の受付締め切り
令和７年　８月　５日（火）　募集要項等に関する質問に対する回答
令和７年　８月１２日（火）　申請書類の受付開始
令和７年　８月２９日（金）　申請書類の受付締め切り
令和７年　９月　審査
＊　書類審査及びプレゼンテーション審査により選定します。プレゼンテーション審査の対象者には別途連絡します。
令和７年１０月　指定管理者の候補者（優先交渉権者・次点交渉権者）の選定、通知
令和７年１１月　仮基本協定の締結
令和７年１２月　市議会の議決後、指定管理者の指定
令和８年　４月　１日（水）　指定管理者による施設管理運営の開始

（２）募集要項等の配布

募集要項、仕様書等指定管理者の募集に係る資料を配布します。

ア　配布期間

令和７年７月１日（火）から令和７年７月１０日（木）まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除きます。

イ　配布する時間

午前９時から午後５時まで

ただし、正午から午後１時までを除きます。

なお、高崎市ホームページでは、配布期間内の終日ダウンロードができますが、配布最終日は午後５時をもって掲載を終了します。

（３）参加表明書の受付

公募に参加を予定している企業等は、別添参加表明書に必要事項を記入して、持参により一部提出してください。

ア　参加表明書を提出できる者

申請資格を有するもの（申請日において申請資格を有することが確実に見込まれるものを含む。）で、申請を予定するもの

イ　受付期間

令和７年７月１日（火）から令和７年７月１８日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

ウ　受付時間

午前９時から午後５時まで

ただし、正午から午後１時までを除きます。

（４）現地説明会の開催

参加表明者（参加表明書を提出した企業等）を対象として、本施設の視察及び募集要項等の説明会を開催します。参加人数は、１団体につき２名までとし、参加団体名と参加者の氏名をあらかじめ連絡してください。

現地説明会（現地説明会に代えて募集要項等の説明会を開催したときは募集要項等の説明会）の参加を申請の要件としますので、必ず参加してください。

ア　開催日時

令和７年７月２２日（火）午前１０時から１時間程度（予定）

イ　開催場所

説　　明　　会：新町長寿センター　研修室

現地視察場所：新町長寿センター、新町鉄南長寿センター

＊　現地説明会に代えて募集要項等の説明会を開催する場合は、開催日時、会場等を別途お知らせします。

（５）募集要項等に関する質問の受付及び回答

参加表明者を対象として、募集要項等の内容に関して質問を受け付けます。

ア　質問方法

別添質問書に質問の要旨を簡潔にまとめて、電子メール等で提出してください。

イ　提出の期限

令和７年７月２９日（火）午後５時

ウ　回答方法

令和７年８月　５日（火）に、全ての参加表明者に文書で回答します。

回答の内容は、募集要項、仕様書と一体のものとしての効力を有するものとします。

（６）申請書類の受付

ア　受付期間

令和７年７月１０日（木）から令和７年８月２９日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

イ　受付時間

午前９時から午後５時まで

ただし、正午から午後１時までを除きます。

ウ　提出方法

持参又は郵送（書留）により提出してください。ただし、郵送による場合は締切日必着とします。

エ　提出媒体・部数

紙媒体：正本１部、副本１部

記憶媒体：ＣＤ-Ｒ又はＤＶＤ-Ｒ（いずれもＲＷ不可）１枚

＊　紙媒体と記憶媒体の資料は同一のものとし、記憶媒体の資料はＰＤＦ形式とした上で、原則１つのファイルにまとめてください。なお、提出された各媒体は返却しません。

オ　申請に関する費用

申請に関する費用は、申請者の負担とします。

１１　申請要件に関する事項

（１）申請の資格（事業協同組合若しくは事業協同小組合が申請する場合及び有限責任事業組合が申請する場合を除く。）

次に掲げる項目の全てを満たす法人又は団体とします。法人格は必ずしも必要としませんが、個人は申請することはできません。また、グループ申請することはできません。

ア　当該施設の指定管理者の指定申請書を提出する日現在、高崎市内に営業所（法人格を有しない場合は事業所等）を有する者

イ　指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できる者

ウ　市が当該施設の指定管理者の募集に当たって開催した現地説明会（現地説明会に代えて募集要項等の説明会を開催したときは募集要項等の説明会）に参加した者

エ　次のいずれの事項にも該当しない者

（ア）本市又は他の地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されている者

（イ）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けてから５年を経過していない者

（ウ）指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けてから５年を経過していない者

（エ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の決定がなされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定がなされた者

（オ）団体又は団体の代表者若しくは団体の構成員が指定暴力団、指定暴力団の構成員又は指定暴力団の利益となる活動を行う者

（カ）市税、県税及び国税について滞納がある法人（法人格がない場合は代表者）

（２）事業協同組合又は事業協同小組合の申請要件等

中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合又は事業協同小組合（以下「事業協同組合等」とします。）が申請する場合の要件等は、次のとおりです。

ア　当該施設の指定管理者の指定申請書を提出する日現在、高崎市内に営業所（法人格を有しない場合は事業所等）を有する者を少なくとも一者以上、組合員とするものとします。

イ　組合員は、同一の公の施設の指定管理者の指定申請において、事業協同組合等と重複して申請することはできません。

ウ　事業協同組合等が第１号イ及びウに該当する必要があります。ただし、同号ウについては、事業協同組合等を一の団体として規定を適用します。

エ　事業協同組合等の全ての組合員が、第１号エ（ア）から（カ）までのいずれにも該当しない者である必要があります。

（３）有限責任事業組合の申請要件等

有限責任事業組合契約に関する法律（平成１７年法律第４０号）に基づく有限責任事業組合が申請する場合の要件等については、前号の規定を準用します。

（４）欠格事項

次の事項に該当する者は、申請資格を失うものとします。また、指定管理者の候補者に選定した後に判明した場合には、資格を取り消す場合があります。

ア　申請者又はその関係者等が、指定管理者の選定に関して、市又は選定委員会委員に対し不当な働きかけ等を行った場合

イ　申請書類等に虚偽の内容があった場合

ウ　申請書類の提出の期限までに、提出に必要な書類が整わなかった場合

１２　申請関係書類

（１）指定管理者の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書（高崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成１７年高崎市規則第６１号）様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、受付期間内に市長に提出してください。なお事業協同組合等又は有限責任事業組合が申請する場合は、当該事業協同組合等又は有限責任事業組合に係るものを提出するとともに、事業協同組合等が申請する場合には本事業に当たる全ての組合員に係るものを、有限責任事業組合が申請する場合には全ての組合員に係るものを提出してください（ア及びイに掲げる書類は、各書類の様式に指示がある場合に限ります。）

ア　団体等の概要及び宣誓書

イ　指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ　当該団体の定款若しくは寄附行為又は有限責任事業組合契約書の写し及び登記事項証明

書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する会則等の書類）

エ　当該団体の申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（法人以外の団体はこれらに類する書類）

オ　就業規則（法人以外の団体はこれに類する書類）

カ　納税証明書（市税、県税及び国税について未納税額のないことの証明、法人以外の団体はその代表者のもの）

キ　身分証明書（法人は代表取締役、法人以外の団体はその代表者のもの）

ク　労働保険料納付済証明書（労働者を使用する法人の場合のみ）

ケ　ＩＳＯ１４００１を取得している者は登録証の写し

※　証明書類は、証明年月日が申請書提出時の３か月以内のものとしてください。

（２）申請書類の取扱い

ア　市が提供する資料は、申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、検討の目的の範囲内と認められる場合であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、当該資料を使用させることや内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象とはしません。

（ア）公知となっている情報

（イ）第三者により、本業務に関し合法的に入手できる情報

イ　提出された申請書類は、高崎市の行政文書として取り扱います。

市民等から情報公開請求があった場合には、高崎市情報公開条例（平成１４年高崎市条例第４２号）に基づき処理します。

（行政文書は、同条例第７条各号に定める非公開情報を除き原則として公開します。）

１３　選定に関する事項

（１）選定方法

書類による審査を行うほか、書類審査を通過した者を対象にプレゼンテーション審査を開催して、総合的に評価し、指定管理者の候補者（優先交渉権者及び次点交渉権者）を決定します。

プレゼンテーションの日時及び会場については、対象者に別途通知します。

（２）選定の基準

高崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年高崎市条例第１号。以下「手続条例」とします。）第４条に定める基準に基づき、次の観点から事業計画書及び収支予算書等の内容を審査します。

ア　市民の平等な利用に対する配慮が適切であること。

イ　サービス向上、利用促進等の施設の効用を最大限に発揮することが期待できる工夫に優れていること。

ウ　安全管理、危機管理対策等の施設の維持管理計画が適切であること。

エ　管理に係る経費の縮減が図られること。

オ　安定した管理を行う能力を有する者であること。

カ　その他施設の設置目的又は性格等により必要と認められる基準

（３）審査結果の通知及び公表

市は、指定管理者の候補者（優先交渉権者及び次点交渉権者）を選定したときは、審査結果を全ての申請者に文書で通知します。

また、審査結果を高崎市のホームページに掲載して公表します。

１４　管理業務に関する協議及び仮協定の締結

（１）市と優先交渉権者は、指定管理者の募集の際に市が示した仕様書及び協定書（案)、申請者が提出した申請書類の内容を基本として、管理業務の詳細に関する協議を行います。

（２）市と優先交渉権者の協議が不調となった場合又は優先交渉権者に公の施設の管理業務を行わせることが適当でない事情が判明した場合等、優先交渉権者を指定管理者に指定することが不適当となったときには、市は優先交渉権者との協議を終了し、次点交渉権者と管理業務の詳細に関する協議を行うこととします。

（３）上記の協議が成立したときは、市と指定管理者の候補者との間で仮基本協定を締結します。仮基本協定書は、高崎市議会の議決を経て候補者を指定管理者に指定したときは、手続条例第８条に規定する協定書とするものとします。

１５　指定管理者の指定

市は、市議会の議決を経て指定管理者を指定します。

指定を行った際は、市と指定管理者の間で次のとおり協定を締結します。

（１）基本協定

指定期間を通じて協定するもので、管理の内容及び基準等について取り決めます。

なお、１４（３）に規定する仮基本協定が市議会の議決により自動的に基本協定に移行するため、改めての協定締結は不要となります。

（２）年度協定

年度ごとに協定するもので、指定管理料の額及び支払方法等について取り決めます。

１６　消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して

（１）インボイス制度への対応

施設利用者から適格請求書（インボイス）の交付を求められた場合、市又は指定管理者はインボイスを交付する必要があります。指定管理者がインボイスを交付する場合、「代理交付（指定管理者が市に代わり市の名称等を記載したインボイスを交付)」や「媒介者交付特例(指定管理者が市に代わり指定管理者の名称等を記載したインボイスを交付)」といった方法があり、「媒介者交付特例」によりインボイスを交付する場合、指定管理者も適格請求書発行事業者となる必要があり、インボイスの写し等の保存も必要となります。

インボイスの交付方法などの詳細は、市と指定管理者で協議の上、決定します。

（２）その他

インボイス制度の詳細については、国税庁のホームページを確認してください。

１７　担当部署（募集要項等配布、各種問い合せ、申請書類受付等）

〒３７０－８５０１　高崎市高松町３５番地１

高崎市福祉部長寿社会課長寿企画担当（市役所２階）

電話：０２７－３２１－１２４８（直通）

FAX：０２７－３２６－７３８７

メールアドレス：choujyu@city.takasaki.gunma.jp

【参考資料】

管 理 運 営 の 概 要

（１）官営運営事業収支（３年度～５年度）

（単位：円）

項目		３年度（決算）	４年度（決算）	５年度（決算）
収　入	指定管理料	16,979,000	16,979,000	16,979,000
	受託金収入	564,350	564,394	565,000
	その他	152,000	162,000	228,000
	合計	17,695,350	17,705,394	17,772,000
支　出	人件費	7,303,888	7,676,586	8,957,523
	修繕費	1,588,180	1,884,300	498,300
	委託料	2,195,075	2,419,784	2,261,860
	光熱費	4,838,664	6,020,022	5,553,438
	その他	1,716,684	1,768,224	1,979,556
	合計	17,642,491	19,768,916	19,250,677

※支出の「その他」には、消耗品費等の事務費のほか、保守料や保険料やリース料などが含まれている。

（２）施設の利用状況

①新町長寿センター

	開館日数	入館者数
令和２年度	184 日	3,997 人
令和３年度	239 日	6,187 人
令和４年度	240 日	6,811 人
令和５年度	240 日	7,191 人

②新町鉄南長寿センター

	開館日数	入館者数
令和２年度	185 日	4,960 人
令和３年度	240 日	6,105 人
令和４年度	241 日	5,323 人
令和５年度	241 日	5,245 人